

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・出資金額

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち八千代市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上します。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（八千代市公金の資金運用方針及び実務要領において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額が100万円以上のもの（車両は取得価額にかかわらず）については、資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

重要な表示方法の変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

重要な資金収支計算書における資金の範囲の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。なお、表示単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示しています。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	6.2％
将来負担比率	15.3％

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

通次繰越	0	千円
繰越明許	2, 977, 153	千円
事故繰越し	0	千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度当初予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

翌年度当初予算において、財産収入として措置されている公共資産はありません。

② 減債基金に係る積立不足額

該当はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

該当はありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

34, 842, 356 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

地方債の現在高	47, 968, 444	千円
債務負担行為に基づく支出予定額	1, 305, 121	千円
公営企業債等見込額	542, 938	千円
組合等見込額	1, 705, 049	千円
退職手当負担見込額	5, 287, 531	千円
設立法人の負債額等負担見込額	2, 846	千円
連結実質赤字額	0	千円
組合連結実質赤字額負担見込額	0	千円
充当可能基金	8, 267, 040	千円
充当可能特定歳入	8, 890, 666	千円
基準財政需要額算入見込額	34, 842, 356	千円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務
金額

該当はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

業務活動収支	6, 047, 080	千円
うち支払利息支出	267, 971	千円
支払利息支出を除いた業務活動収支	6, 315, 051	千円
投資活動収支	▲1, 238, 846	千円
基礎的財政収支	5, 076, 205	千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	81, 081, 504 千円	78, 357, 959 千円
財務書類の対象となる会計の 範囲の相違に伴う差額	37, 409 千円	37, 339 千円
繰越金に伴う差額	▲927, 100 千円	0 千円
地方自治法第 233 条の 2 及 び地方財政法第 7 条の規定に よる処分額	0 千円	670, 000 千円
資金収支計算書	80, 191, 813 千円	79, 065, 298 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は墓地事業特別会計の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	6, 0 4 7, 0 8 0	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	5 2 7, 2 4 1	千円
未収金の増減額	1 4, 7 4 6	千円
未払金の増減額	▲ 3, 2 2 2	千円
減価償却費	▲ 3, 8 3 1, 2 7 8	千円
賞与等引当金の増減額	2, 1 8 0	千円
退職手当引当金の増減額	6 7 8, 7 8 6	千円
徴収不能引当金の増減額	▲ 1, 7 7 9	千円
固定資産売却損益	▲ 5 1, 6 2 9	千円
その他の資産・負債の増減額	▲ 4 3 5, 6 8 0	千円
純資産変動計算書の本年度差額	2, 9 4 6, 4 4 5	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3, 0 0 0, 0 0 0	千円
一時借入金に係る利子額	—	千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。